

## NETSUGEN 利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、群馬県（以下、「県」といいます。）が NETSUGEN において提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。月額法人会員及び月額個人会員、無料会員（以下、「会員」といいます。）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

なお、本規約は、群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例（令和二年群馬県条例第六十一号。以下「条例」という。）、及び群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規則（令和二年十二月二十一日規則第九十号。以下「規則」といいます。）に準じます。

### 第1条（適用）

- 1 本規約は、会員と県との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
- 2 県は本サービスに関し、本規約のほか、個別サービス利用規約又は利用にあたってのルール等、各種規定（以下、「個別規定」といいます。）を定めることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めがない限り、個別規定の規定が優先されるものとします。
- 4 県は、本サービスに係る業務を第三者に委託することがあります。
- 5 本サービスは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第17条で規定する個人番号カードを使用することで、電子証明書を利用するサービスを含みます。

### 第2条（利用登録）

- 1 本サービスにおいては、登録希望者が本規約に同意の上、県の定める方法によって利用登録を申請し、県がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。
- 2 県は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
  - (1) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
  - (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
  - (3) その他、県が利用登録を適当でないと判断した場合

### 第3条（契約期間）

1 月額会員の契約期間は、登録日から当月月末までとします。なお、契約期間満了日が属する月の20日までに月額会員から解約の申し出がない場合には、同一条件で期間満了日の翌日から起算して1ヶ月間自動更新され、以後同様とします。

#### 第4条（会員IDおよびパスワードの管理）

1 会員は、自己の責任において、本サービスの会員IDおよびパスワードを適切に管理するものとします。

2 会員は、いかなる場合にも、会員IDおよびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。

3 県は、会員IDとパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、その会員IDを登録している会員自身による利用とみなします。

4 会員ID及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、県に故意又は重大な過失がある場合を除き、県は一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条（利用料金および支払方法）

1 会員は、県が条例で定め、本ウェブサイトに表示する利用料金を、県が指定する方法により支払うものとします。

なお、既に納入いただいた利用料金はいかなる理由があっても返還いたしません。

2 時間利用料金は、原則事前に支払うものとします。

3 月額会員は月額会費を登録している月の10日までに支払うものとします。

なお、毎月1日～20日登録があった者については、当月分を翌月10日までに支払う。また、毎月21日から月末までに登録があった者については、当月及び翌月分を翌々月の10日までに支払うこと。

4 県は、支払期限までに支払いが確認できなかった場合、支払い期限後20日以内に利用者に対して督促を行います。

#### 第6条（支払遅延）

1 県は、会員が定められた支払い期日を遵守しない場合、支払いに対して延滞金を請求する権利を有します。

2 県は、前項の規定により、会員に延滞金を請求する際には、支払期限を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率」の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができます。

#### 第7条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- 1 法令に違反する行為
- 2 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる行為
- 3 政治的・宗教的活動などに利用する行為
- 4 暴力団の活動又はこれを助長するおそれがあると認められる行為
- 5 施設等を損傷するおそれがあると認められる行為
- 6 利用承認等を受けた以外の施設に立ち入り、又は附属設備及び備品を利用する行為
- 7 その他当施設の管理運営上支障があると認められる行為
  - ・引火物、爆発物その他危険物等を持ち込むこと
  - ・騒音、怒声、暴力行為等の他人に迷惑又は危害を及ぼす行為
  - ・汚物、紙片等を散乱又は投棄し、若しくは施設の安全衛生を損なう行為
- 8 その他県が不適切と判断する行為

#### 第8条（本サービスの提供の停止等）

- 1 県が本サービスの提供が困難と判断した場合、会員に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
- 2 県は、本サービスの提供の停止または中断により、会員または第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

#### 第9条（利用制限および登録抹消）

- 1 県は、会員が以下のいずれかに該当する場合には、会員に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または会員としての登録を抹消することができるものとします。
  - (1) 条例、規則または本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (3) 料金等の支払債務の不履行があった場合
  - (4) 県からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
  - (5) 本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
  - (6) その他、県が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
- 2 県は、本条に基づき県が行った行為により会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第10条（退会）

- 1 会員は、退会を希望する場合、県に対し退会を申し出るものとします。
- 2 退会の申し出は退会希望月の20日までに申し出るものとし、会員が指定する月末をもって退会するものとします。

#### 第11条（免責事項）

1 県は、本サービスに起因して会員に生じたあらゆる損害について、県の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

2 県の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害の賠償は、会員から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。

3 県は、本サービスに関して、会員と他の会員または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

#### 第 12 条（サービス内容の変更等）

県は、会員への事前の告知をもって、本サービスの内容を変更、追加または廃止することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

#### 第 13 条（利用規約の変更）

県は本サービスの運営上、本規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、会員の個別の同意を要せず、本規約を追加又は変更することができるものとします。

#### 第 14 条（個人情報の取扱い）

県は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、「NETSUGEN プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

#### 第 15 条（通知または連絡）

1 会員は登録情報に変更が生じた場合は、速やかに登録情報を変更するものとします。

2 会員と県との間の通知または連絡は、県の定める方法によって行うものとします。

3 県は、会員から、県が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時に会員へ到達したものとみなします。

#### 第 16 条（注意事項）

1 会員は、NETSUGEN の利用後は原状回復しなければなりません。

2 会員は、当施設内の備品・設備等を破損、汚損、紛失等した場合は、直ちに県に申告し、これを弁償するものとします。

3 許可外の放置された荷物、忘れ物等は、県が撤去し一時保管の上、1 か月を経過しても引き取りがなかった場合は、これを処分できるものとします。なお、処分に要した費用は会員が負うものとします。

4 会員権利等の転貸・複製・譲渡は一切禁止するものとします。

5 会員は、アライアンス施設を利用する際は、各アライアンス施設の利用規約を遵守するものとします。

6 県は、本施設で行う会員の活動の内容について、必要に応じて調査・確認することができるものとします。

#### 第 17 条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、群馬県庁所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

#### 第 18 条（協議事項）

本規約に定めのない事項については、民法その他の関係法規に従い、県及び会員は互いに誠意を持って協議し、定めるものとします。

附 則 この規約は、令和 2 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

#### 制改定履歴

制定 令和 2 年 1 2 月 2 1 日【初版】

改訂 令和 5 年 1 1 月 1 日

改訂 令和 6 年 3 月 5 日